

## 浜田市風力発電事業に関するガイドラインに係る運用細則

### 1. 趣 旨

この運用細則は、「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとします。

### 2. 事業主体

- (1) ガイドライン第3項第1号の規定における「日本国内で2年以上の事業実績が有る」とは、営利事業目的の設備で住民説明会の開催までに営利事業目的の運転実績が概ね2年以上であることをいいます。
- (2) ガイドライン第3項第2号の規定における「当該地域との間で大きなトラブルが無い」とは、運転期間中において、当該地域の自治体又は自治会等との間で訴訟等が起きたことがないことをいいます。
- (3) ガイドライン第3項第3号の規定における「事業の継続性が見込まれ、第三者への売却・譲渡・貸付等の可能性が無い」とは、事業開始後少なくとも10年間は、第三者への売却、譲渡、貸付等を禁じた条項の記載がある賃貸借契約を設備土地所有者と締結することをいいます。
- (4) ガイドライン第3項第4号の規定における「緊急事態に対し迅速に復旧対応できる態勢が有る」とは、設備の建設を請け負う会社及び運転管理をサポートする会社並びに設備のメンテナンスを行う会社と迅速対応の契約を結んでいること、並びに損害保険等に加入すること等により、緊急事態において迅速に復旧対応できる財務体質であることをいいます。
- (5) ガイドライン第3項第5号の規定における「地域からの意見、要望等に対し誠実に対処する姿勢が有る」とは、浜田市内に相談窓口事務所を設け事業者職員が常駐し、迅速丁寧に対応し真摯に回答できる旨の内容を住民説明会で説明することをいいます。

### 3. 事業抑制区域及び設備設置可能場所

- (1) ガイドライン第4項第1号アに規定する「事業抑制区域」とは、別添地図のとおりとします。
- (2) ガイドライン第4項第1号イに規定する「国県が指定する自然公園等の地域」とは、西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域並びに「日本の棚田百選」に選出された都川及び室谷の棚田地域とします。この場合において、これらに変更があった場合や新たな自然公園等の指定があった場合は、その都度見直すこととします。
- (3) ガイドライン第4項第1号ウに規定する「市長が不適と認めた区域」とは、風俗習慣、信仰、歴史文化、文化財包蔵地等を考慮し、事業計画に応じ市長がその都度定めます。

- (4) ガイドライン第4項第2号に規定する「住宅」とは、専ら自己の居住の用に供する住宅をいいます。
- (5) ガイドライン第4項第2号に規定する「設備の全高」とは、風車の支柱を超えた風車の回転域を含めた高さをいいます。

#### 4. 住民説明会

事業者は、住民説明会を開催したときは、当該住民説明会で説明した内容、質疑応答等をまとめた報告書を、その開催後1月程度を目安に市長に提出してください。

#### 5. 市長意見

- (1) 市長は、ガイドライン第7項第1号の規定により通知したときは、市民に公表することがあります。
- (2) ガイドライン第7項第2号の「市長意見」とは、環境影響評価法に基づく環境配慮書（同法第3条の7）、方法書（同法第10条）、及び準備書（同法第20条）について島根県知事に提出する意見をいいます。

#### 6. 補 則

この運用細則は、令和3年4月1日から施行します。